

令達した訓令一覧

令和6年

令達番号	訓令名
2	杉並区福祉事務所処務規程の一部改正
3	杉並区保健所処務規程の一部改正
4	杉並区土木事務所処務規程の一部改正
5	杉並区役所処務規程の一部改正
6	杉並区職務権限規程の一部改正
7	杉並区職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正
8	杉並区職員表彰規程の一部改正
9	杉並区競争入札参加資格審査委員会規程の一部改正
10	杉並区談合情報取扱規程の一部改正
11	杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程の一部改正
12	杉並区特定個人情報取扱規程の一部改正
13	杉並区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正
14	杉並区役所におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程の一部改正
15	杉並区職員服務監察規程の一部改正
16	杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程の一部改正
17	杉並区情報セキュリティマネジメントシステム規程の一部改正
18	杉並区立こども発達センター処務規程の一部改正
19	杉並区立重症心身障害児通所施設処務規程の一部改正
20	杉並区保健所処務規程の一部改正

杉並区訓令第2号

庁中一般

福祉事務所

杉並区福祉事務所処務規程（昭和40年杉並区訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月13日

杉並区長 岸 本 聡 子

第3条管理係の項第10号を削り、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条中「(3) 児童福祉法に基づく助産施設への入所に関すること。」を「(3) 児童福祉法に基づく助産施設への入所に
(4) 中国残留邦人等の支援に関すること（荻
関すること。
に改める。
窪事務所保護第一係に限る。）。」

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第3号

庁中一般

保健所

杉並区保健所処務規程（昭和50年杉並区訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月13日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条健康推進課の部中「健康推進係」を「健康危機管理保健調整担当係長健康推進係」に改める。

第3条健康推進課の部管理系の項第12号を削り、同項第13号中「次条第3項」を「次条第4項」に改め、同号を同項第12号とし、同部地域保健担当係長の項の次に次のように加える。

健康危機管理保健調整担当係長

- (1) 健康危機管理に係る保健活動に関する事。
- (2) 健康危機に備えた人材の確保及び資質の向上に関する事。

第3条健康推進課の部健康推進系の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (7) 特定不妊治療費（先進医療）の助成及び産科医等に対する分娩^{べん}手当の補助に関する事。
- (8) 健康医療に係る総合的な計画及び調整に関する事（他の課に属するものを除く。）。

第4条の見出しを「（職員）」に改め、同条第1項中「並びに」の次に「健康危機管理保健調整担当課長、」を加え、「、新型コロナウイルス予防接種担当課長」を削り、同条第4項中「前3項」を「前各項に定めるもの」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、担当事務は、課長が定める。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 所に副参事を置くことができる。この場合において、担当事務は、所長が定める。

第5条第3項中「、保健予防課」を削り、同項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 健康危機管理保健調整担当課長 健康危機管理保健調整担当係長

第5条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 副参事は、所長の命を受け、担当事務をつかさどる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第4号

庁中一般

土木事務所

杉並区土木事務所処務規程（平成13年杉並区訓令甲第25号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月13日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条中「次の係」の次に「（担当係長を含む。次条及び第4条第3項において同じ。）」を加え、「監察指導係 交通安全係」を「私道整備担当係長 監察指導係」に改める。

第3条管理系の項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

（6）交通安全施設の設置に係る調査及び設計に関すること。

（7）昇降設備の維持管理に関すること。

第3条管理系の項の次に次のように加える。

私道整備担当係長

（1）私道の整備工事に係る調査、測量及び設計に関すること。

（2）私道の排水設備工事費の助成に係る審査等に関すること。

（3）私道の雨水ますの清掃委託に関すること。

第3条交通安全系の項を削り、同条中「（3）別に定める区域における土木施設に係る点検及び維持補修に関すること（他の係に属するものを除く。）。」を「（3）別に定める区域における土木施設に係る点検及び維持補修に関すること（4）別に定める区域における交通安全施設の維持管理に関すること。（他の係に属するものを除く。）。」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第5号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区役所処務規程（昭和40年杉並区訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第4条第2項中「副区長」を「担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）」に改め、同条第3項から第9項までの規定中「副区長」を「担任副区長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第6号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職務権限規程（昭和46年杉並区訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第4条第1項中「副区長」を「担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）」に改め、同条第2項中「副区長」を「担任副区長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第7号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員懲戒分限審査委員会規程（昭和50年杉並区訓令甲第36号）の一部
を次のように改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第3条第2項中「副区長」を「総務部を担任する副区長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第8号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員表彰規程（平成4年杉並区訓令甲第41号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第6条第2項中「副区長」を「総務部を担任する副区長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第9号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区競争入札参加資格審査委員会規程（昭和52年杉並区訓令甲第8号）の一
部を次のように改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第3条中「、委員長」の次に「、副委員長（前条第1号に規定する所掌事項を調
査審議する場合に限る。）」を加え、同条第1号中「委員長 副区長」を
「委員長
副委員
長 副区長（委員長となる副区長を除く。）」に改める。

第4条第2項中「委員長があらかじめ指名する委員」を「副委員長（前条第2号
に規定する所掌事項を調査審議する場合にあつては、委員長があらかじめ指名する
委員）」に改める。

第6条第1項中「、委員」の次に「（副委員長を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第10号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区談合情報取扱規程（平成12年杉並区訓令甲第51号）の一部を次のよう
に改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条第2項中「委員長」の次に「、副委員長」を加え、同条第4項中「委員長
があらかじめ指名する委員」を「副委員長」に改める。

別表中「委員長 副区長」を 「委員長 総務部を担任する副区長
副委員長 副区長（委員長となる副区長を除
く。）」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第11号

庁 中 一 般
福 祉 事 務 所
保 健 所
教 育 委 員 会 事 務 局
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程（平成20年杉並区訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第3条第2項中「副区長」を「政策経営部を担任する副区長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第12号

庁中一般
福祉事務所
保健所
事業所

杉並区特定個人情報取扱規程（平成27年杉並区訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月18日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条第2項中「副区長」を「政策経営部を担任する副区長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日から施行する。

杉並区訓令第13号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成10年杉並区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

別表子ども家庭部の部保育園及び小規模保育事業所の項及び子供園の項中「午前7時30分」を「午前7時15分」に改め、同部児童館の項中「午前8時」を「午前7時45分」に改め、同表教育委員会の部済美教育センターの項中「（教育相談事業に従事するもの）」を「（教育相談係に勤務する職員及び学びの多様化学校設置準備担当係長）」に、「のうち教育相談事業に従事するもの」を「のうち教育相談係に勤務する職員及び学びの多様化学校設置準備担当係長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第14号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区役所におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止等に関する規程（平成11年訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

題名中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改める。

第1条中「、育児休業等」を「若しくは育児又は介護」に、「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改める。

第2条第1号中「及び」を「（性的な関心又は欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づくものを含む。以下同じ。）及び」に改め、同条第3号中「、育児休業等」を「若しくは育児又は介護」に改める。

第3条、第4条、第5条第1項並びに第6条第1項及び第2項中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改める。

第7条第1項中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改め、同条第2項中「、育児休業等」を「若しくは育児又は介護」に改め、同条第5項中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改める。

第8条中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改める。

第9条第1項中「セクシュアル・ハラスメント等の」を「ハラスメントの」に、「セクシュアル・ハラスメント等防止対策委員会」を「ハラスメント防止対策委員会」に改め、同条第2項中「13人」を「14人」に改め、同条第3項第1号中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改める。

第10条中「セクシュアル・ハラスメント等」を「ハラスメント」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第15号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員服務監察規程（平成12年杉並区訓令甲第24号）の一部を次のよう
に改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

第4条第5号中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第16号

庁 中 一 般
福 祉 事 務 所
保 健 所
教 育 委 員 会 事 務 局
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

杉並区住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策規程（平成20年杉並区訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

第4条第2項第2号を次のように改める。

(2) 政策経営部区政イノベーション担当部長

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第17号

庁中一般
福祉事務所
保健所
事業所

杉並区情報セキュリティマネジメントシステム規程（平成15年杉並区訓令甲第37号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

第4条第2項中「杉並区デジタル化推進本部」を「杉並区区政イノベーション本部」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第18号

庁 中 一 般

こども発達センター

杉並区立こども発達センター処務規程（平成9年杉並区訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

第2条第5項中「（以下「障害者施策課長」という。）」を削る。

第3条第1項中「障害者施策課長」を「保健福祉部障害児支援担当課長（以下「障害児支援担当課長」という。）」に改め、同条第2項中「障害者施策課長」を「障害児支援担当課長」に改め、同条第3項中「障害者施策課長」を「障害児支援担当課長」に改め、同項第2号中「他の」を「保育所その他の」に改め、同項中第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）前2号に掲げるもののほか、心身障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対する相談、専門的な助言その他の必要な援助に関すること（他の係に属するものを除く。）。

第3条第4項及び第5項、第4条第2項並びに第6条第1項中「障害者施策課長」を「障害児支援担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第19号

庁 中 一 般

重症心身障害児通所施設

杉並区立重症心身障害児通所施設処務規程（平成27年杉並区訓令第24号）の
一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

第3条第1項中「保健福祉部障害者施策課長（以下「障害者施策課長」を「保健
福祉部障害児支援担当課長（以下「障害児支援担当課長」に改める。

第6条第1項中「障害者施策課長」を「障害児支援担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区訓令第20号

庁中一般

保健所

杉並区保健所処務規程（昭和50年杉並区訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

第3条生活衛生課の部管理系の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）区立ドッグラン広場の管理に関する事（他の部に属するものを除く。）。

附 則

この規程は、令和6年3月30日から施行する。